(趣旨)

- 第1条 この規程は、放送大学(以下「本学」という。)学則第5条第2項の規定に基づき、本学附属図書館(以下「図書館」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (業務)
- 第2条 図書館の業務は次のとおりとする。
 - 一 本学の教育研究及び学習上必要な図書・学術雑誌その他の資料(以下「図書資料」という。) の収集、整理、保存を行うこと
 - 二 図書資料の閲覧、貸出しを行うこと
 - 三 参考調査に関する業務を行うこと
 - 四 文献複写に関する業務を行うこと
 - 五 図書館の施設及び設備を利用に供すること
 - 六 他大学附属図書館等との連携協力を行うこと (館長)
- 第3条 図書館に館長を置く。
- 2 館長は、図書館の運営に関する館務を掌理する。

(副館長)

- 第4条 図書館に、館長の職務を補佐するため、副館長を置くことができる。
- 2 副館長は、図書情報課長をもって充てる。

(細目)

第5条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し、必要な細目は別に定める。

附則

この規程は、平成22年10月13日から施行する。